

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

VIII 政策・制度闘争

2 減税に関する労働団体の政策要求行動

2 八四年前半の動き

「税制改正大綱」発表

税制調査会は八四年一月一八日に答申をまとめ、これを受けた政府は一月二〇日、税制改正大綱を発表した。この内容は、(1)所得税減税七六五〇億円(平年度)、住民税減税三〇〇〇億円(同)、設備投資減税や個人年金保険料控除など政策減税を加え、合計一兆一三六〇億円(同)の減税、(2)これらの減税財源を確保するため法人税三九六〇億円、酒税三五一〇億円、物品税五六〇億円、地方税三一〇〇億円、石油税や増収措置を合わせ総額一兆三〇三〇億円の増収をはかるとなっている(見返り増税)。

労働団体の動き

労働四団体と全民労協は一月二〇日、政府の税制改正大綱にたいし、(1)減税の規模・内容について不満である、(2)不公平税制の是正を求めている国民の期待を裏切るものである、(3)減税財源の確保を理由にした間接税の増税は到底容認できないとの声明を発表した。

労働四団体と全民労協は二月二七日、社会、公明、民社、社民連の四野党と懇談会を開き、八四年度の政府予算案の修正問題で野党にたいし、(1)一兆六五〇億円(所得税、住民税)の政府案にたいし一兆四〇〇〇億円の減税完全実施と見返り大衆増税阻止、(2)医療保険の改悪反対を中心に四野党共同による予算修正を求め、その実現をはかるよう要請した。労働側は、「各党の立場に違いはあろうが、できるだけ結束して要求を実現してほしい」と要望した。なお、総評は同趣旨の要請を共産党におこない、協力を申し入れた。

三月二日、労働四団体と全民労協は衆議院議員会館で四野党の代表者を招き、八四年度の政府予算案の修正実現に向けた野党共同修正要求実現緊急集会を開催した。同集会には単産代表者一五〇人が参加し、予算審議のヤマ場に向けで院内外が結集して行動することを確認した。

【野党共同修正要求実現緊急集会アピール・八四年三月二日】

総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協

われわれ労働四団体、全民労協は、昭和五九年度予算編成にあたり、一月一二日、中曽根総理に対し、一兆四千億円減税の実施をはじめ諸政策・制度の改善を強く要求してきた。

しかるに、現在、特別国会に提出されている政府予算案は、減税効果を相殺する増税の強行、健保本人一割負担の導入など、一方的に国民に負担を強いるものであって、到底認め難い。このため、われわれは社会、公明、民社、社民連の四野党に対して共同修正案をまとめ、一致協力してその実現を図るよう要請してきた。

二月二九日、われわれの要請を受けて四野党は、(1)所得税、住民税減税の上積み、(2)大衆増税の撤回、(3)公共事業費追加等による景気対策の充実、(4)医療保険制度の改悪阻止、(5)福祉・文教予算の充実、を柱とする共同修正要求案を決定した。われわれはこの共同修正内容に全面的に賛成するものである。

予算修正をめぐる闘いは、いよいよ正念場を迎える。われわれは、この緊急集会において、労働団体と四野党との結束を一層強化することを再度確認するとともに、共同修正内容の実現並びに人勧・仲裁の完全実施を確約させるべく全力をあげて闘う決意であることを宣言する。

野党の動き

二月二七日の労働団体の要請を受けた四野党は共同修正案づくりをおこない、二月二九日、政審会長会談において共同修正案を決定した。この共同修正案は、(1)政府案にたいし所得税四三〇〇億円(平年度三七四〇億円)、住民税一〇〇〇億円の上積み、(2)酒税、物品税など大衆増税の撤回、(3)公共事業費一兆円追加など景気対策の充実、(4)医療保険制度の改悪阻止、(5)福祉年金等引き上げなど福祉・文教予算充実、などからなる。三月一日、四野党は共同修正案を自民党に申し入れた。

与野党折衝と八四年暫定予算の成立

与野党折衝の結果、三月八日暫定予算編成か否かを背景とし、与野党幹事長・書記長会談で自民党から、「給与所得控除の最低控除額を政府案より二万円上積みし、五七万円とするとの認識にたつて、今秋に臨時国会で議員立法を提出し、成立させる(この結果、パートタイマーの非課税限度額を九〇万円とする)」等を内容とする最終案が提示された。野党は要求からすればきわめて不満であり、合意できないとしつつも、国会審議を通じてなおいっそう努力することで国会審議再開に応じることとしたため、実質的には決着した。その後、三月二一日、衆議院で給与所得控除の最低控除額の二万円引き上げについて、「今秋に臨時国会で議員立法を提出し、成立させる」との与野党合意がなされていたが、今国会中に提案するとの合意が新たに結ばれた。

三月二九日、衆議院本会議において一般会計暫定予算と所得税、租税特別措置法、法人税の三法案が自民党・新自由クラブ国民連合の賛成多数で可決され、参議院へ送られた。三月三〇日、参議院本会議で八四年度暫定予算が可決、成立し、三月三一日、所得税、法人税、租税特別措置法の直接税三法案と地方税法の一部を改正する法律案などが、自民党・新自由クラブ国民連合の賛成多数で可決、成立した。なお、衆議院における予算修正をめぐる話し合いで、与野党合意されたパート減税・給与所得控除額の二万円引き上げ(五五万円を五七万円とする)については、七月一二日衆議院本会議で全員一致可決し、参議院に送付された。また、酒税、物品税、石油税の間接税三法改正案は、四月一〇日の参議院本会議で成立した。

【参考資料】(1)総評第七一回定期大会議案書および各局報告書、(2)同盟第二〇回定期大会八三年度活動報告書、(3)同盟第五八回中央評議会報告書、(4)全民労協『全民労協ニュース』、(5)労働省労政局監修・日本労働協会編『昭和五九年版労働運動白書』日本労働協会、八四年二月、(6)日本労働協会『週刊労働ニュース』、(7)日本労働協会編『年報／日本の労使関係(昭和59年版)』日本労働協会、八四年五月。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1985年版(第55集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
